

役員退職手当規程

(平成19年10月11日・平成19年度第5回理事会制定)

最近改正 (平成20年3月27日・平成19年度第11回理事会)

(総則)

第1条 財団法人JK A(以下「本財団」という。)の役員(非常勤の役員を除く。以下同じ。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され、又は死亡した日(以下「退職の日」という。)におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、会長が別に定める委員会又は会長が指名する外部の者が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率(以下「業績勘案率」という。)を乗じて得た額とする。

(死亡した場合の取扱い)

第3条 本人が死亡した場合の退職手当は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条までの規定に準じて支給する。
2 本人が遺言又は本財団に対する書面による予告で退職手当を受け取る者を指定したときは、前項の規定にかかわらず、その指定された者に支給する。

(在職期間の月数の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。
2 役員は、任期満了の日以前において役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

附 則

1 この規程は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成19年法律第82号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(平成19年10月1日)から施行す

る。

- 2 この規程の施行日の前日に日本自転車振興会（以下「旧法人」という。）の役員として在籍していた者であって、引き続き本財団の役員となったものについては、旧法人の役員として在職した期間は、本財団の役員として在職した期間とみなしてこの規程を適用する。
- 3 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に旧法人の役員として在職していた者であって、引き続き本財団の役員となったものが退職し、解任され、又は死亡した場合（以下「退職した場合」という。）における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 退職の日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額
 - (2) 退職の日における俸給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、第2条に定める業績勘案率を乗じて得た額
- 4 前項の場合において、各在職期間（役職別期間を含む。以下同じ。）の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 5 附則第3項第1号の規定による額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。
- 6 基準日から第2条に規定する会長が別に定める委員会又は会長が指名する外部の者（以下「別に定める委員会等」という。）の発足の日の前日までの間に退職した場合における同条の適用については、「100分の12.5の割合を乗じて得た額に、会長が別に定める委員会又は会長が指名する外部の者が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定した率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額」とあるのは「100分の12.5の割合を乗じて得た額」とする。
- 7 基準日から別に定める委員会等の発足の日の前日までの間に退職した場合における附則第3項第2号の適用については、同号中「100分の12.5の割合を乗じて得た額に、第2条に定める業績勘案率を乗じて得た額」とあるのは「100分の12.5の割合を乗じて得た額」とする。
- 8 この規程の施行日の前日に旧法人の役員を退職した者（引き続いて本財団の役員になった者を除く。）に対する退職手当は、旧法人の役職手当規程（昭和45年12月4日45重第

2401号認可)の例により、本財団が支給するものとする。

- 9 第2条の業績勘案率を決定した場合は、会長は当分の間、退職手当の支給に当たり、あらかじめ経済産業大臣に報告することとする。

附 則(平成20年3月27日・平成19年度第11回理事会)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に日本小型自動車振興会の役員を退職した者に対する退職手当は、日本小型自動車振興会の役員退職手当規程の例により、本財団が支給するものとする。